

改正企業会計基準第29号 「収益認識に関する会計基準」等の公表

公表にあたって

当委員会は、2018年3月30日に、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として、以下の企業会計基準及びその適用指針を公表しました。

- 企業会計基準第29号
「収益認識に関する会計基準」（以下「2018年会計基準」という。）
- 企業会計基準適用指針第30号
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「2018年適用指針」という。また、「2018年会計基準」と「2018年適用指針」を合わせて「2018年会計基準等」という。）

2018年会計基準においては、注記について、2018年会計基準を早期適用する場合の必要最低限の注記（企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点））のみ定め、財務諸表作成者の準備期間を考慮したうえで、2018年会計基準が適用される時（2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）までに、注記事項の定めを検討することとしていました。

また、収益認識の表示に関する次の事項についても同様に、財務諸表作成者の準備期間を考慮したうえで、2018年会計基準が適用される時までに検討することとしていました。

- (1) 収益の表示科目
- (2) 収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示の要否
- (3) 契約資産と債権の区分表示の要否

これらの状況を踏まえ、当委員会では審議を行ってまいりましたが、今般、2020年3月27日開催の第428回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 改正企業会計基準第29号
「収益認識に関する会計基準」（以下「改正会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第30号
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「改正適用指針」という。）
- 改正企業会計基準第12号
「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「改正四半期会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第14号

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

- 改正企業会計基準適用指針第 19 号

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

本会計基準等につきましては、2019 年 10 月 30 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行ったうえで公表するに至ったものです。

本会計基準等の概要

以下の概要は、本会計基準等の内容を要約したものです。

また、本会計基準等の理解のために、別紙として以下の図表を示しています。

- (1) 別紙1「IFRS第15号の注記の定めと収益認識に関する注記の定めとの関係」
- (2) 別紙2「改正会計基準の注記の定めと各財務諸表との関係」
- (3) 別紙3「2018年会計基準等からの項番号対応表」

■ 表 示

(顧客との契約から生じる収益の区分表示又は注記及び表示科目(改正会計基準第78-2項、第155項及び第156項並びに改正適用指針第104-2項))

本会計基準等では、顧客との契約から生じる収益の額を、適切な科目をもって損益計算書に表示するか、注記することとした。また、顧客との契約から生じる収益は、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとした。

(契約資産と顧客との契約から生じた債権及び契約負債の区分表示又は注記の要否(改正会計基準第79項及び第159項))

2018年会計基準では、契約資産と債権を貸借対照表において区分表示せず、かつ、それぞれの残高を注記しないことができるとし、当該区分表示及び注記の要否は、2018年会計基準が適用される時までに検討することとしていた。本会計基準等においては、当該記載を削除し、改正会計基準第79項に従って、契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示するか、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合は、それぞれの残高を注記することとした。

また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記することとした。

(貸借対照表上の表示科目(改正会計基準第79項及び改正適用指針第104-3項))

2018年会計基準では、契約資産、契約負債又は債権を、適切な科目をもって貸借対照表に表示するとしていた。本会計基準等では、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権の表示科目について、下記の例を加えることとした。

- (1) 契約資産…契約資産、工事未収入金等
- (2) 契約負債…契約負債、前受金等
- (3) 顧客との契約から生じた債権…売掛金、営業債権等

(顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合の取扱い(改正会計基準第78-3項及び第157項))

本会計基準等では、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、顧客との契約から生

じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）は、損益計算書において区分して表示することとした。

（顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示（改正会計基準第 158 項））

国際財務報告基準（IFRS）第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）において要求されている顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示に関しては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の見直しと合わせて検討することとし、本会計基準等において当該開示は求めないこととした。

■ 注記事項

➤ 注記事項の開発にあたっての基本的な方針(改正会計基準第 101-2 項から第 101-6 項)

本会計基準等では、注記事項の検討にあたっての基本的な方針として、次の対応を行うこととした。

- (1) 包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを改正会計基準に含める。また、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を改正会計基準に含める。
- (2) 企業の実態に応じて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記しないことができることを明確にする。

これまで国際的な整合性を図る観点から会計基準等の開発を行う際に、会計処理については、開発する会計基準に準拠して行われる会計処理により得られる財務情報が国際的な会計基準に基づく財務情報と大きく異ならないように開発を行った場合であっても、注記事項については、必ずしも会計処理と同様の対応を行っていない。ここで、収益は、企業の主な営業活動からの成果を表示するものとして、企業の経営成績を表示するうえで重要な財務情報と考えられ、収益に関する情報によって、財務諸表利用者は、企業の顧客との契約及び当該契約から生じる収益を適切に理解できるようになり、より適切な将来キャッシュ・フローの予測ができるようになることから、より適切な経済的意思決定ができるようになると考えられる。したがって、本会計基準等においては、会計処理に関する定めと同様に、注記事項についても原則として IFRS 第 15 号と同様の内容を取り入れることとした。

一方で、注記が大幅に増加することに対する懸念から、個別の注記事項ごとに有用性を検討し取り入れるものを決めるべきとの意見も寄せられた。しかしながら、有用性が認められることから注記が必要とされる情報は契約の種類によって異なるものであるため、さまざまな契約の種類を考慮して注記事項を定めることとした場合、ある場合には有用

な情報を開示することになっても、他の場合には有用な情報を開示することにならないなど、すべての状況において有用な情報を開示するようにこれを定めることは困難であると考えられる。したがって、開示目的を定めただうえで、企業の実態に応じて、企業自身が当該開示目的に照らして注記事項の内容を決定することとしたほうが、より有用な情報を財務諸表利用者にもたらすことができると考えられる。

これらの点を踏まえ、本会計基準等では、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを設けることとし、開示目的を達成するために必要な注記事項の開示の要否を、企業の実態に応じて企業自身で判断するものとしている（下記「収益認識に関する注記」における「開示目的」参照）。

➤ **重要な会計方針の注記（改正会計基準第 80-2 項、第 80-3 項及び第 160 項から第 165 項）**

本会計基準等では、顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、次の項目を注記することとした。

- (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

ただし、上記の項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記することとした。

➤ **収益認識に関する注記**

（開示目的（改正会計基準第 80-4 項から第 80-6 項、第 166 項から第 168 項及び第 171 項））

「注記事項の開発にあたっての基本的な方針」に記載した基本的な方針のもと、本会計基準等においては、顧客との契約から生じる収益に関する情報を注記するにあたっての包括的な定めとして開示目的「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること」を設けることとした。

本会計基準等では、開示目的を達成するための収益認識に関する注記として、次の項目を示すこととした。

- (1) 収益の分解情報
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

「注記事項の開発にあたっての基本的な方針」に記載したとおり、本会計基準等では、注記事項についても原則として IFRS 第 15 号と同様の項目を含めることとした。上記の項目は、開示目的との関連、すなわち、どのように開示目的が達成されることが想定されるのかを踏まえて、IFRS 第 15 号の項目を再分類したものである（詳細については、別紙 1 参照）。

そのうえで、開示目的を達成する方法として、IFRS 第 15 号を参考として上記の項目ごとに具体的な注記事項を定めているが、IFRS 第 15 号の注記事項の取扱いと同様に、これらの注記事項は最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものであるのではない。

必要な注記を検討するにあたっては、開示目的に照らして重要性を考慮すべきであると考えられるため、本会計基準等では、重要性に乏しい情報の注記をしないことができることを明確にすることとした。

なお、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるか否かの判断は、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮する必要がある。その際、定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられる旨を結論の背景に記載している。

(収益認識に関する注記の記載方法等(改正会計基準第 80-7 項から第 80-9 項、第 169 項、第 170 項、第 172 項及び第 173 項))

本会計基準等では、収益認識に関する注記の記載方法等について、次のとおりとした。

- (1) 我が国においては、個別の会計基準で定める個々の注記事項の区分に従って注記事項の記載がなされていることが多いが、収益認識に関する注記を記載するにあたっては、本会計基準で示す注記事項の区分に従って注記事項を記載する必要はない。
- (2) 重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができる。
- (3) 収益認識に関する注記として記載する内容について、財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、当該他の注記事項を参照することができる。

(収益の分解情報(改正会計基準第 80-10 項、第 80-11 項及び第 174 項から第 178 項並びに改正適用指針第 106-3 項から第 106-5 項、第 190 項及び第 191 項))

本会計基準等では、当期に認識した顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報の注記を求めることとした。また、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下「セグメント情報等会計基準」という。)を適用している場合、収益の分解情報と、セグメント情報等会計基準に従って各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記することとした。

なお、セグメント情報等会計基準に基づいて開示される売上高に関する情報が、本会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を

注記する必要はないものと考えられる旨を結論の背景に記載している。

(収益を理解するための基礎となる情報（改正会計基準第 80-12 項から第 80-19 項及び第 179 項から第 191 項並びに改正適用指針第 106-6 項及び第 106-7 項）)

本会計基準等では、顧客との契約が、財務諸表に表示している項目又は収益認識に関する注記における他の注記事項とどのように関連しているのかを示す基礎となる情報として、次の事項を注記することとした。

- (1) 契約及び履行義務に関する情報
- (2) 取引価格の算定に関する情報
- (3) 履行義務への配分額の算定に関する情報
- (4) 履行義務の充足時点に関する情報
- (5) 本会計基準の適用における重要な判断

(当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報)

本会計基準等では、当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報として、「契約資産及び契約負債の残高等」及び「残存履行義務に配分した取引価格」を注記することとしたが、これらの注記については、財務諸表作成者から作成負担に対する懸念が寄せられており、これらの注記を求めることの要否について別途検討を行った。これらの注記は、IFRS 第 15 号においても、実務上の負担を考慮し、当初の提案から一定の軽減を図ったうえで、有用性の観点から要求されたものである。本会計基準等においては、IFRS 第 15 号における検討を考慮するとともに、これらの注記の便益とコストを比較し、次の対応を図ったうえで、本会計基準等に含めることとした。

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等（改正会計基準第 80-20 項及び第 192 項並びに改正適用指針第 106-8 項及び第 192 項）

当期中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動がある場合には、その内容について注記する。また、IFRS 第 15 号においては、当該注記には、定性的情報と定量的情報を含めなければならないとされているが、本会計基準等では、当該注記には必ずしも定量的情報を含める必要はないものとした。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格（改正会計基準第 80-21 項から第 80-24 項及び第 193 項から第 205 項）

残存履行義務に配分した取引価格の注記（以下「残存履行義務の注記」という。）においては、IFRS 第 15 号と同様に、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約の一部である履行義務を残存履行義務の注記に含めないことを認める等、IFRS 第 15 号に基づく実務上の便法を定めている。また、FASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 606「顧客との契約から生じる収益」（以下「Topic 606」という。）に定められ

ている実務上の便法も含めている。

なお、開示目的に照らして残存履行義務の注記に含めるか否かを決定するにあたっては、収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごと（複数の分解区分を用いている場合には分解区分の組み合わせ）又はセグメントごとに判断することも考えられる旨、この場合には残存履行義務の注記に含めた分解区分（分解区分の組み合わせ）又はセグメントを注記することが考えられる旨を結論の背景に記載している。

（工事契約等から損失が見込まれる場合（改正適用指針第 106-9 項、第 106-10 項及び第 193 項））

企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」（以下「工事契約会計基準」という。）は、本会計基準等が適用される時に廃止されることとなるため、工事契約会計基準に定める次の注記事項を引き継ぐこととした。

- (1) 当期の工事損失引当金繰入額
- (2) 同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合、棚卸資産と工事損失引当金の相殺の有無と関連する影響額

■ 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記事項（改正会計基準第 80-25 項から第 80-27 項、第 206 項及び第 207 項）

本会計基準等では、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表においては、改正会計基準第 78-2 項、第 78-3 項及び第 79 項の表示及び注記に関する定め（上記「表示」参照）を適用しないことができることとした。

また、収益認識に関する注記の定めにかかわらず、改正会計基準第 80-5 項に掲げる項目のうち、(1)「収益の分解情報」及び(3)「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」については、注記しないことができることとした（別紙 2 参照）。

さらに、改正会計基準第 80-5 項(2)「収益を理解するための基礎となる情報」の注記を記載するにあたり、連結財務諸表における記載を参照することができることとした。

■ 範囲及び会計処理

➢ 適用範囲の見直しを行ったもの

（暗号資産及び電子記録移転権利に関連する取引（改正会計基準第 3 項(7)及び第 108-2 項））

2019 年 10 月に公表した公開草案に寄せられたコメントの中には、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）における仮想通貨に関連する取引と本会計基準等との関係について見直すべきとの意見があった。審議の結果、本会計基準等の適用範囲の見直しを行い、これらに関連する取引を本会計基準等の範囲から除外することとした。

➤ **会計処理の見直しを行ったもの**

(契約資産の性質(改正会計基準第77項及び第150-3項))

2018年会計基準においては、契約資産を金銭債権として取り扱うこととしていたが、本会計基準等においては、IFRS第15号における取扱いを踏まえ、契約資産が金銭債権に該当するか否かについて言及せず、改正会計基準に定めのない契約資産の会計処理について、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理すること、また、外貨建ての契約資産に係る外貨換算について、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」の外貨建金銭債権債務の換算の取扱いに準じて処理することとした。

➤ **用語の見直しを行ったもの**

(契約の識別(改正会計基準第21項、第80-22項(1)、第80-24項(1)、第119項、第119-2項等))

2018年会計基準においては、2018年会計基準の対象となる契約の期間について、「契約の当事者が現在の強制力のある権利及び義務を有している契約の存続期間を対象として適用される。」としていた。改正会計基準では、「契約の存続期間」という表現を「契約期間」に変更しているが、これは2018年会計基準の取扱いを変えることを意図するものではない。

(契約の解約時の取扱い(改正適用指針第11項及び第122-2項))

2018年適用指針においては、一定の期間にわたり充足される履行義務であるか否かの判断の要件の1つである、履行を完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有している場合の説明について、「契約期間にわたり、企業が履行しなかったこと以外の理由で契約が解約される際に、少なくとも履行を完了した部分についての補償を受ける権利を有している場合である。」としていた。改正適用指針においては、契約を解約する主体が「顧客又は他の当事者」であることを明記しているが、当該変更は、2018年適用指針の取扱いを変えることを意図するものではない。

■ **適用時期及び経過措置(改正会計基準第81項から第89-4項及び第208項から第216項)**

本会計基準等では、適用時期及び経過措置について、次のように取り扱うこととした。

- (1) 本会計基準等は、2018年会計基準の適用日を踏襲し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (2) 早期適用として、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準等を適用することができる。なお、早期適用については、追加的に、2020年4月1日に終了する連結会計年度及び事業年度から2021年3月30日に終了する連結会計年度及び事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表及び個別財

務諸表から本会計基準等を適用することができる。

- (3) 本会計基準等の適用初年度の前連結会計年度の連結財務諸表（注記事項を含む。）及び前事業年度の個別財務諸表（注記事項を含む。）（以下合わせて「適用初年度の比較情報」という。）について、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる。
- (4) 本会計基準等の適用初年度においては、本会計基準等において定める注記事項を適用初年度の比較情報に注記しないことができる。

なお、2018 年会計基準等について、本会計基準等が公表された時点で適用時期を迎えていない（すなわち、2018 年会計基準等の早期適用が可能である。）。したがって、2018 年会計基準に定められていたとおり、2018 年会計基準等は、2021 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できることとした（ただし、本会計基準等を適用している場合を除く。）。

■ 設例及び開示例

（追加した設例及び開示例）

本会計基準等においては、次の設例及び開示例を追加している。

- (1) 設例
 - [設例27] 履行により契約資産が認識される場合
 - [設例28] 履行により顧客との契約から生じた債権が認識される場合
- (2) 開示例
 - [開示例1] 収益の分解情報
 - [開示例2] 残存履行義務に配分した取引価格の注記
 - [開示例3] 残存履行義務に配分した取引価格の注記一定性的情報

（見直した設例）

また、本会計基準等においては、次の設例を変更している。

- (1) [設例 12] 価格の引下げ
- (2) [設例 13] 数量値引きの見積り

[設例12] について、2018年適用指針では仕訳を示していたが、2019年10月に公表した公開草案において当該仕訳に関する貸借対照表科目についてコメントが寄せられた。審議の結果、当該設例の主な趣旨は収益を認識する金額を示すことであり、仕訳を示すことによりかえって混乱する可能性があるため、当該内容は文章で示すこととし、仕訳を削除することとした。

また、[設例13] について、[設例28] を新設したことに伴い、仕訳を一部変更している。

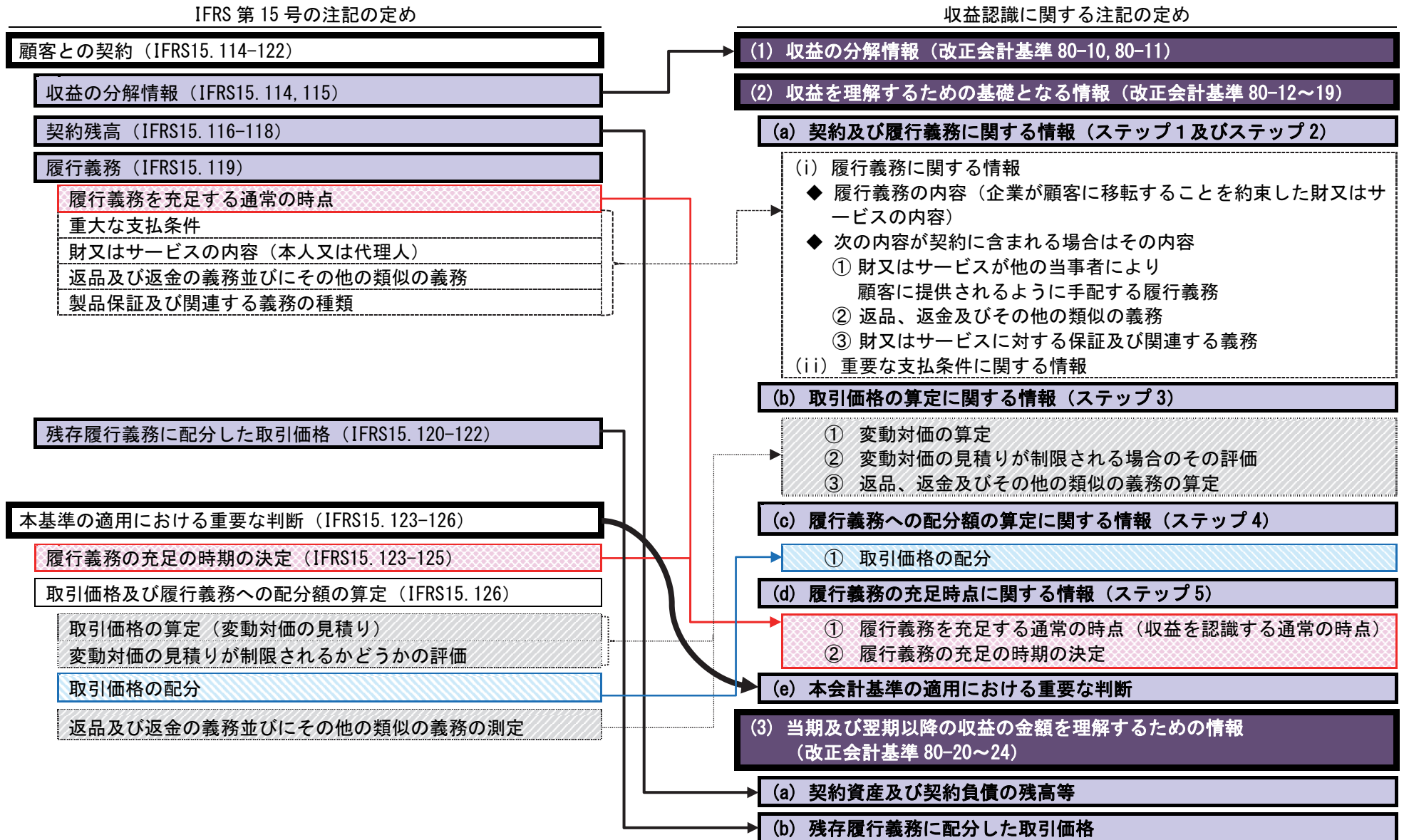
■ **四半期財務諸表における注記（改正四半期会計基準第 19 項(7-2)、第 25 項(5-3)及び第 58-4 項から第 58-9 項）**

本会計基準等では、既存の四半期会計基準の注記事項の定め及び国際的な比較可能性を考慮した結果、すべての四半期の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表において、年度の期首から四半期会計期間の末日までの期間に認識した顧客との契約から生じる収益の分解情報の注記を求めることとした（別紙 2 参照）。

なお、報告セグメントの売上高に関する情報（改正四半期会計基準第 19 項(7)及び第 25 項(5-2)）が、本会計基準等における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、収益の分解情報は、報告セグメントの売上高に関する情報に追加して注記する必要はないものと考えられる。このような状況において、収益の分解情報に関する事項を、セグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができることとした。

以 上

(別紙1) IFRS 第15号の注記の定めと収益認識に関する注記の定めとの関係



(別紙2) 改正会計基準の注記の定めと各財務諸表との関係

改正会計基準の注記の定め	連結財務諸表	個別財務諸表	四半期財務諸表
(1) 収益の分解情報 (改正会計基準 80-10, 80-11) (注3)	収益認識に関する注記	省略可	収益認識に関する注記
(2) 収益を理解するための基礎となる情報 (改正会計基準 80-12~19) (注2)	重要な会計方針 (注1) 又は 収益認識に関する注記 (注2)	重要な会計方針 (注1) 又は 収益認識に関する注記 (注2)	省略可
(a) 契約及び履行義務に関する情報 (ステップ1及びステップ2)			
(i) 履行義務に関する情報 ◆ 履行義務の内容 (企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容) (注1) ◆ 次の内容が契約に含まれる場合はその内容 ① 財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務 ② 返品、返金及びその他の類似の義務 ③ 財又はサービスに対する保証及び関連する義務 (ii) 重要な支払条件に関する情報			
(b) 取引価格の算定に関する情報 (ステップ3)			
① 変動対価の算定 ② 変動対価の見積りが制限される場合のその評価 ③ 返品、返金及びその他の類似の義務の算定			
(c) 履行義務への配分額の算定に関する情報 (ステップ4)	収益認識に関する注記	省略可	省略可
① 取引価格の配分			
(d) 履行義務の充足時点に関する情報 (ステップ5)			
① 履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) (注1) ② 履行義務の充足の時期の決定			
(e) 本会計基準の適用における重要な判断			
(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 (改正会計基準 80-20~24)	収益認識に関する注記	省略可	省略可
(a) 契約資産及び契約負債の残高等	収益認識に関する注記	省略可	省略可
(b) 残存履行義務に配分した取引価格			

(注1) 重要な会計方針として注記する (改正会計基準第 80-2 項)。

(注2) (注1) 以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記する (改正会計基準第 80-3 項)。

(注3) 一定の要件を満たした場合には、必ずしもセグメント情報に追加して分解情報を注記する必要はない (改正適用指針第 191 項及び改正四半期会計基準第 58-7 項)。

(別紙3) 2018 年会計基準等からの項番号対応表

(2018 年会計基準と改正会計基準の項番号対応表)

2018 年会計基準から変更された項番号等について以下に示している。

改正会計基準	2018 年会計基準
会計基準	会計基準
(略)	(略)
IV. 開示	IV. 開示
1. 表示	1. 表示
78-2 及び 78-3	(新 設)
(略)	(略)
2. 注記事項	2. 注記事項
(削 除)	80
80-2 から 80-27	(新 設)
V. 適用時期等	V. 適用時期等
1. 適用時期	1. 適用時期
(略)	(略)
83-2	(新 設)
2. 経過措置	2. 経過措置
83-3	(新 設)
(略)	(略)
(削 除)	88
(略)	(略)
89-2 から 89-4	(新 設)
(略)	(略)
VI. 議 決	VI. 議 決
(略)	(略)
91-2	(新 設)

改正会計基準	2018 年会計基準
結論の背景	結論の背景
経 緯	経 緯
(略)	(略)
2020 年改正会計基準の公表	
96-2	(新 設)
開発にあたっての基本的な方針	開発にあたっての基本的な方針
(略)	(略)
2020 年改正会計基準	
101-2 から 101-6	(新 設)
I. 範囲	I. 範囲
(略)	(略)
108-2	(新 設)
(略)	(略)
109-2	(新 設)
(略)	(略)
III. 会計処理	III. 会計処理等
(IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの)	(IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの)
(略)	(略)
2. 収益の認識基準	2. 収益の認識基準
(略)	(略)
119-2	(新 設)

改正会計基準	2018 年会計基準
4. 契約資産、契約負債及び顧客との契約から生じた債権	4. 契約資産、契約負債及び債権
(略)	(略)
150-2 及び 150-3	(新 設)
(略)	(略)
IV. 開示	
1. 表示	2. 表示
155 及び 156	(新 設)
157	155
158 から 159	(新 設)
2. 注記事項	3. 注記事項

改正会計基準	2018 年会計基準
(削 除)	156
160 から 207	(新 設)
V. 適用時期等	IV. 適用時期等
1. 適用時期	1. 適用時期
(削 除)	157 及び 158
208 から 210	(新 設)
2. 経過措置	2. 経過措置
211	159
(削 除)	160
212	161
213 から 216	(新 設)

(2018年適用指針と改正適用指針の項番号対応表)

2018年適用指針から変更された項番号等について以下に示している。

改正適用指針	2018年適用指針
適用指針	適用指針
(略)	(略)
IV. 開示	IV. 開示
1. 表示	1. 表示
104-2 及び 104-3	(新設)
(略)	(略)
106-2	(新設)
2. 注記事項	
106-3 から 106-10	(新設)
(略)	(略)
VI. 議決	VI. 議決
(略)	(略)
108-2	(新設)
結論の背景	結論の背景
経緯	経緯
(略)	(略)
109-2	(新設)
(略)	(略)
I. 会計処理	I. 会計処理等
(IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの)	(IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの)
(略)	(略)
1. 収益の認識基準	1. 収益の認識基準
(略)	(略)

改正適用指針	2018年適用指針
122-2	(新設)
(略)	(略)
(IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの以外のもの)	(IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの以外のもの)
1. 工事契約等に関する取扱い	1. 工事契約等から損失が見込まれる場合の取扱い
161-2	(新設)
(略)	(略)
II. 開示	
1. 注記事項	
190 から 193	(新設)
設例	設例
(略)	(略)
II. IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例	II. IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例
(略)	(略)
14. 契約資産、契約負債及び顧客との契約から生じた債権	
[設例 27] から [設例 28]	(新設)
III. 我が国に特有な取引等についての設例	III. 我が国に特有な取引等についての設例
[設例 29]	[設例 27]
[設例 30]	[設例 28]

改正適用指針	2018 年適用指針
[設例 31]	[設例 29]
[設例 32]	[設例 30]

改正適用指針	2018 年適用指針
IV. 参考（開示例）	
[開示例 1]から[開示例 3]	（新 設）